

資料3

南アルプスにおけるネイチャーポジティブの 取り組み

静岡市

2026年5月15日

南アルプスユネスコエコパークにおけるネイチャーポジティブの取り組み

南アルプスユネスコエコパークにおける静岡市の取り組み

2014年6月に南アルプスがユネスコエコパークに登録され、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に10市町村が共同で取り組むことで、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを目指している。静岡市では、10市町村で目指す自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくり実現に向け、各種施策に取り組んでいる。

2023年3月には生物多様性国家戦略2023-2030の中で、2030年までにネイチャーポジティブ(自然再興)を実現することが目標として示された。

このため、南アルプスユネスコエコパークでは、次の10年でネイチャーポジティブ(自然再興)に積極的に取り組むとともに、南アルプスユネスコエコパークの理念に基づき、ネイチャーポジティブの実現に向けた取り組みを社会の協働で実施するため、ネイチャーポジティブを実行する組織を静岡市が主体となって設置する。

ネイチャーポジティブと代償措置の関係

【静岡市の考え方】

- ・JR東海は、リニア事業による生物の減少を上回る**環境保全措置**を実施することによりネイチャーポジティブに貢献すること(ネイチャーポジティブ貢献措置の取り組みの実施)を表明している。
- ・JR東海が提案するネイチャーポジティブ貢献措置の取り組みの内、「**代償措置**」に該当するものは、「リニア工事の影響により、個体数や生息・生育範囲の減少が予測・観測されるものに対し、それに見合う新たな環境を創出することで損失分を代償するもの」である。
- ・静岡市は、JR東海を含む多様な主体とともに、社会全体で(リニア事業による生物の減少予測・観測を大きく上回る)ネイチャーポジティブの取り組みを実施することで、リニア工事の実施によって、当初想定していた以上の影響が出たとしても、十分にネイチャーポジティブは可能であると考えている。

(参考)

1. 生物多様性国家戦略に基づくネイチャーポジティブ

■生物多様性国家戦略(2023-2030)では「**2030年までに、『ネイチャーポジティブ:自然再興』を実現する。**」ことを短期目標として掲げている。

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく国の計画であり、当該計画の中で、「**ネイチャーポジティブ:自然再興**」とは、「**自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること**」と定義されている。

その上で、「『2030年ネイチャーポジティブ』の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、環境・社会・経済の統合的向上を目指す地域循環共生圏の考え方を踏まえ、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携し、課題に対応する五つの基本戦略に沿って取り組んでいく。」ことが示されている。

2. 南アルプスユネスコエコパークの理念

■南アルプスユネスコエコパークでは、「**高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性**」を10市町村の共通テーマとして掲げている。

その背景である南アルプスの3,000m級の高い山々とそこに刻まれた深い谷、これらがもたらす多種多様な動植物を育む自然環境、この自然の恵みを受けた人々の営みによって受け継がれてきた多様な文化を10市町村の共有財産と位置づけ、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことにより、人や文化、様々な活動の交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを目指す。

(出典:南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画(南アルプス自然環境保全活用連携協議会))

静岡市では、10市町村で目指す自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを実現するため、2015年3月、静岡市において進める取り組みの基本方針やこれに基づく施策を示した「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画(静岡市域版)」を策定し、自然環境の保全や管理運営体制の新規構築など、各種施策に取り組んでいる。

(出典:第2次南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画(静岡市域版)前期実行計画:今後、ネイチャーポジティブの実現に向けた取り組みについて記載予定。)

3. 環境影響評価法に基づく代償措置

■環境保全措置の検討に当たっての留意事項

環境影響評価法に基づく基本的事項(環境庁告示第八十七号)によれば、「環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、**必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置(代償措置)**の検討が行われるものとする。」とされている。

工事による環境への影響は回避・低減することが大原則であるが、市協議会においては、トンネル湧水の発生に伴い、地下水位の低下と表流水への影響が確実に起こることを前提に、生態系への影響について議論してきた。

『量』的な代償措置

<高山植物(全体量)>

「静岡市、国、県、保全団体等が行う防鹿柵の設置拡大やニホンジカの捕獲等の保全措置の取組にJR東海が協働することで、高山植物の総量として、リニア工事による減少分を上回る量の高山植物の保全措置の実施が推進されるため、代償措置として機能する。」と判断する。

『質』的な代償措置

<沢の上流域における希少植物>

「沢の上流域において消失する可能性のある希少種に対し、播種や生育域の保全などの必要な措置をあらかじめJR東海が行うことで代償措置として機能する。」と判断する。

<希少水生生物(ヤマトイワナ)>

「静岡市は、ニッコウイワナとの交雑によるヤマトイワナの減少を防ぐため、ヤマトイワナの生息数、生息範囲を保全するための取組を行う。この取組に、JR東海が協働することで、ヤマトイワナの減少に対する代償措置として機能する。」と判断する。

<希少水生生物(植物・ヤマトイワナ以外)>

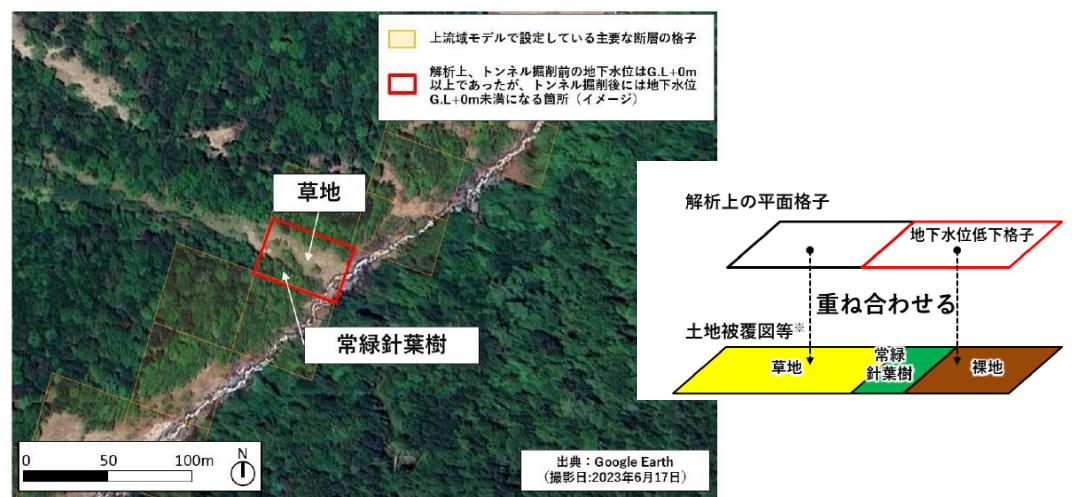
県生物多様性部会専門部会では、JR東海から、重要種に対する保全措置について、底生動物、哺乳類、両生類それぞれの重要種の生息場を保全・創出することが示され、ネイチャーポジティブ貢献措置として了承された。

「沢の上流域において消失する可能性のある希少種に対し、生息域の保全・創出などの措置をあらかじめJR東海が行うことで代償措置として機能する。」と判断する。

■代償措置全体についての静岡市の最終評価

- ①「JR東海の代償措置の計画は、『量』的にも、『質』的にも代償措置として機能すると判断できるため、現時点では妥当である。」と評価する。
- ②JR東海が代償措置の取り組みを含めたネイチャーポジティブ貢献措置を実施することを市は了解する。なお、ネイチャーポジティブの取り組みは、社会との協働によって推進されることが必要である。
- ③影響予測には不確実性があるため、順応的管理に基づき、「事前予測」と「施工後の結果」との比較・評価を行い、それに基づき保全措置等の見直しを行うことが必要である。
- ④JR東海が実施する順応的管理に基づく保全措置を評価するため、「生物多様性」に関するモニタリング体制を構築する。

○トンネル掘削により地下水位が低下した場合の、「植生への影響の最大量」を想定した。



【植生への影響の最大量の考え方】

沢の流量減少により、地表部の湿潤状況に変化が生じる可能性があり、湿潤環境を好む種にとっては、湿潤環境でなくなると生育場が損なわれることになる。

「解析上トンネル掘削により地下水位がG. L+0m以上から、G.L+0m未満に変化する箇所」と、「草地・湿地の箇所」を重ね合わせ、影響の最大量を想定した。

⇒33沢の解析の結果、トンネル掘削により生じる可能性のある植生への影響の最大量は合計0.82ha

草地や湿地を抽出する方法のイメージ

出典：第22回静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会(2025.4.9) 資料2 P3

○代償措置の基本的考え方について整理した。

事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減する措置を講じたとしてもなお、生態系への影響は残る。

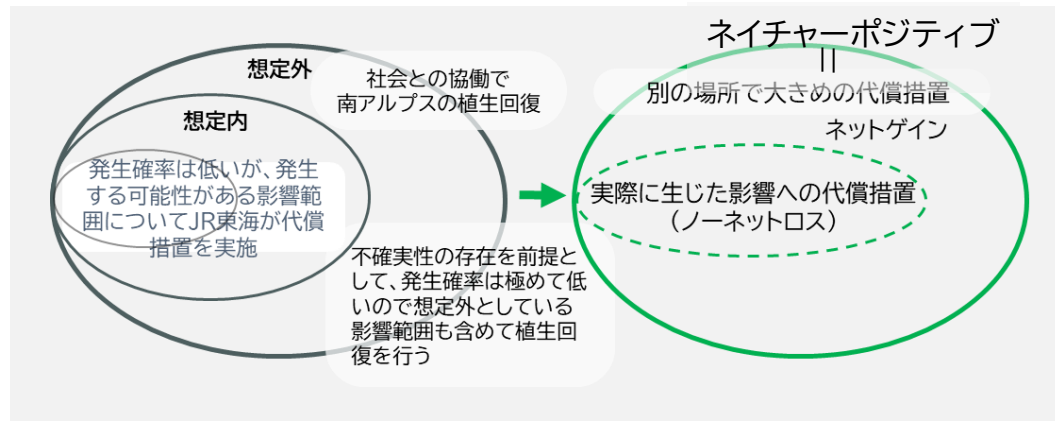
【植生の代償措置】

影響予測には不確実性があることを踏まえ、「想定内」を精緻に予測するのではなく、「想定外」まで含めて大きな影響が出るということを前提として、より大きな代償措置を行う。

(ただし、希少種など、別の場所での代償措置で対応できないものについては、調査結果をもとに代償措置を決定する。)

【ヤマトイワナ】

沢の流量が減ることでヤマトイワナの生息場所や個体数が減る可能性がある。「リニア工事によるヤマトイワナの生息数の減少を上回る形で「将来のヤマトイワナの生息数の減少の防止対策」を実施することで、代償措置を行う。



南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会の設置

1. 設置の目的

南アルプスの自然環境が抱える課題を踏まえ、南アルプスのネイチャーポジティブ(自然再興)に貢献する取組を社会の協働で着実かつ継続的に実施する体制を構築するため、「南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会」を設置する。

2. 組織体制

静岡市、川根本町、静岡県、JR東海、十山株式会社、一般財団法人南アルプスみらい財団(事務局) 等

※(一財)南アルプスみらい財団は、2022年7月に「南アルプスを訪れる人々を増やしながら自然環境の保全活動の拡充を図り、利活用と保全の好循環を生み出すことで、南アルプスの貴重な自然環境をより良い形で未来に引き継ぐこと」を目的として設置された。このため、当財団は南アルプス全体の自然環境を現状以上に向上させるネイチャーポジティブの実行における管理・調整等を担う「事務局」として最適な団体である。

3. 実施内容

①ネイチャーポジティブ実行計画の策定(策定後も、順応的に見直しを行う)

②防鹿柵の設置

希少種を含む高山植物をシカの食害から保全するために、防鹿柵の設置範囲の拡大を行う。

③ヤマトイワナの保全

ヤマトイワナの生息数、生息範囲を保全するために、ヤマトイワナの生息範囲の確定と、交雑防止等の保全措置を行う。(※)

④JR東海の委託に基づくネイチャーポジティブ貢献措置の実施

⑤ネイチャーポジティブについての調査研究、普及、啓発及び社会参加の拡大のための基盤整備等

4. 財源

静岡市が管理する「南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金」を財源とする。JR東海からの委託に基づく取り組みについては、JR東海が基金に拠出したものを活用して実施する。

5. 今後の進め方

2026年度は、ネイチャーポジティブ実行計画の策定や、関係者との調整を行う。防鹿柵の設置等の具体の事業実施は2027年度からとする。

※静岡市はヤマトイワナの保全に関する条例制定に向け、検討を行っている。(2026年5月現在)

(参考)今後の静岡市とJR東海の協議体制について(案)

- ・静岡市は、静岡市附属機関設置条例の規定に基づき、「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」において、環境等に関する影響について協議を行ってきた。2026年4月21日の協議会では、環境影響評価にかかるJR東海の環境保全措置・モニタリング計画等について協議を行った。
- ・環境影響評価法第38条の2及び静岡県環境影響評価条例第45条の規定に基づき、今後は、「環境影響評価書【静岡県 2014年8月】」において不確実性があると考えられた予測及び環境保全措置の効果を検証するため、JR東海から、静岡県と静岡市に事後調査報告書等が提出されることになる。静岡市は、事後調査報告書等について、環境影響評価に関する調査審議を行い、静岡県知事に市長意見を提出する。
- ・その調査審議を専門家等の知見を得て実施するため、静岡市環境影響評価条例で規定する「環境影響評価審査会」に部会を設置する。
- ・静岡市環境影響評価条例に部会設置の規定を設けるため、2026年6月市議会定例会に議案を提出する予定である。改正案の議決に伴い、「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」を閉じる。

現在

「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」

根拠法令: 静岡市附属機関設置条例

目的: 事業により生じる環境等に関する影響について、専門的な見地から調査審議するため

設置: 2015年7月

役割: 事業に関する国土交通大臣の認可が下りた後も、南アルプスの自然環境・発生土処理等について懸念があった。そのため、市として、リニア中央新幹線建設事業の環境への影響に特化して協議を行う。



今後

「静岡市環境影響評価審査会 中央新幹線部会(仮称)」

根拠法令: 静岡市環境影響評価条例

目的: 市長の諮問に応じ、中央新幹線建設事業の環境影響評価等に関する事項を調査審議するため

設置: 2026年6月(予定)

役割: 事後調査報告書に対する評価及び静岡市長意見形成のための協議を行う。

JR東海が実施する「順応的管理」に基づくモニタリング結果の比較・評価、影響の分析・評価、保全措置の変更に対する評価を行う。

(参考)南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会の計画策定と事業実施範囲の考え方

南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会は、南アルプスユネスコエコパークの理念に基づき、ネイチャーポジティブの実現に向けた「南アルプスネイチャーポジティブ実行計画」を策定する。

